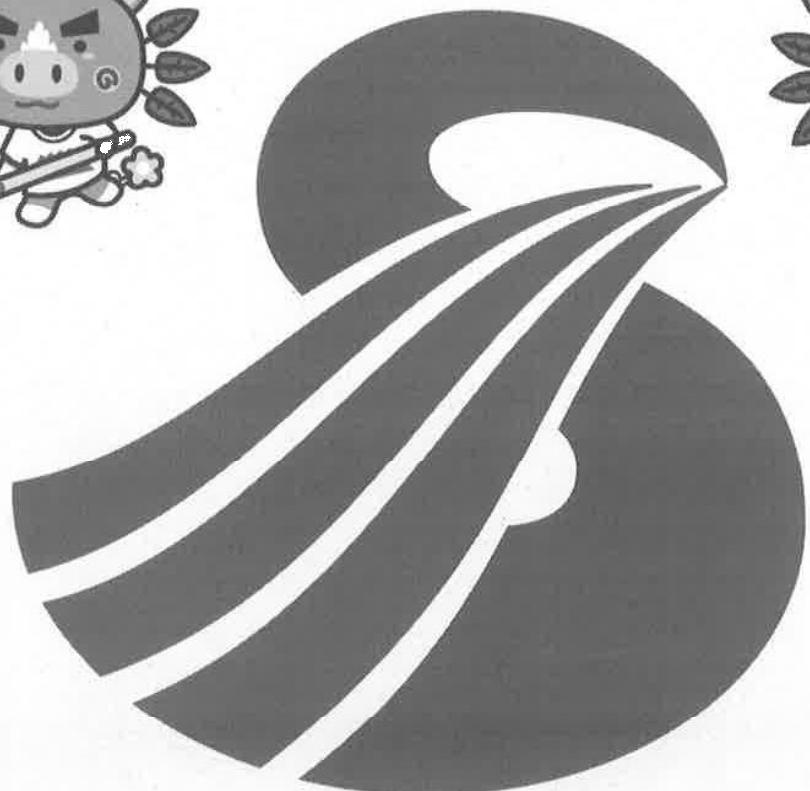


参考資料

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会  
競技・式典専門委員会 参考資料



# **燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市宿泊要項（案）**

## **1 目的**

この要項は、県の燃ゆる感動かごしま国体合同配宿実施方針及び燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市宿泊・弁当基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員及び観察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者等」という。）の宿泊について、必要な事項を定める。

## **2 実施方法**

原則、県の燃ゆる感動かごしま国体合同配宿実施方針（以下「実施方針」という。）に基づき、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体と十分な調整を行い、大会参加者等の宿泊を確保する宿泊業務を実施するものとする。

## **3 合同配宿の体制**

実行委員会は実施方針に基づき、「燃ゆる感動かごしま国体合同配宿本部（仮称）」の支部事務局を設置する。

## **4 宿泊料金**

宿泊料金は、原則、実施方針を準用する。

## **5 昼食弁当**

昼食弁当は、原則、実施方針を準用する。

## **6 宿泊業務の委託**

実行委員会は実施方針に基づき、宿泊業務の全部または一部を関係団体等に委託できるものとする。

## **7 その他**

- (1) 大会関係者等が、実行委員会に対して宿泊及び弁当の斡旋を希望しない場合は、この要項は適用しない。
- (2) この要項に定めるもののほか、大会の宿泊業務の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

# 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市医療救護実施要項（案）

## 1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市医事衛生・環境美化基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）における医療救護の実施に関して必要な事項を定める。

## 2 救護本部の設置

大会期間中は燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）に救護本部を設置し、競技会場及び練習会場の従事者、宿舎の管理者並びに関係機関との連絡調整を図り、医療救護業務を統括する。ただし、必要がない場合は、この限りではない。

## 3 競技会場における医療救護

### （1）救護所設置

ア 救護所を競技会場敷地内に設置し、必要に応じて医師、看護師、保健師、競技会係員等により編成する救護係を設置する。

設置に当たっては、衛生管理に留意し、傷病者が十分休養できるように努めるとともに、医療品、医療器具（AEDを含む。）その他必要な物品（以下「医療品等」という。）を配備する。

イ 設置期間は、原則として大会の各競技会の競技日とする。

ウ 開設時間は、原則として大会の競技開始30分前から競技終了時までとする。  
ただし、必要に応じて延長できるものとする。

### （2）業務内容

ア 救護係の従事者は、傷病者が発生した場合は、必要に応じて応急処置を行うとともに、処置記録書（様式第1号）に所定の事項を記載する。ただし、急を要する場合を除く。

イ 医療機関に搬送する必要がある傷病者が発生した場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請するなど搬送措置を講ずる。

この場合においては、必要に応じて処置記録書（様式第1号）の写しを関係者へ渡し、搬送の際には必ず医療機関を受診する傷病者のチーム関係者（同行者）等（以下「チーム関係者等」という。）を同行させるものとする。ただし、傷病者が対応できる場合は、この限りではない。

ウ 傷病者を医療機関へ搬送した場合は、救護係は速やかに救護本部へ報告する。

また、傷病者のその後の病状経過を把握するように努め、入院患者が発生した場合は、救護係はその都度救護本部へ報告する。

エ 実行委員会は、大会期間中、選手・監督、関係者や、一般観覧者等に入院患者が発生した場合は、必要に応じて燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）へ薩摩川内市入院患者発生速報（様式第3号）をFAXにより、速やかに報告する。

また、大会終了後は、薩摩川内市救護所等取扱患者一覧表（様式第4号）をFAXにより、県実行委員会へ報告する。ただし、大会において、県実行委員会への報告義務がない場合は、この

限りではない。

#### 4 練習会場における医療救護

大会において、関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて前項に準ずる。

#### 5 宿泊施設における医療救護

- (1) 宿泊施設の管理者は、救急自動車等を必要としない傷病者が発生した場合は、最寄りの医療機関を紹介する。この場合には、チーム関係者等を同行させるものとする。
- (2) 宿泊施設の管理者は、医療機関へ搬送する必要のある傷病者が発生した場合は、必要に応じて救急自動車等の出動を要請する。この場合には、チーム関係者等を同行させるものとする。
- (3) チーム関係者等は、傷病者が医療機関に搬送された場合は、救護本部に次の事項を速やかに報告する。ただし、夜間の場合は翌日の報告とする。
  - ア 傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び連絡先
  - イ 参加区分及び競技種目
  - ウ 宿泊施設名及び連絡先
  - エ 事故または傷病の発生時間、発生場所、傷病内容、発生原因、処置内容、使用医薬品及び現在の状況並びに競技参加の支障の有無
  - オ 搬送した医療機関及び搬送方法
  - カ 付添者の氏名及び連絡先

#### 6 事務処理

救護所の医師、看護師、保健師、競技会係員等は、業務の実施に当たりお互いに連携を図りながら、所定の事項を記載のうえ、事務処理をする。

- (1) 処置記録書（様式第1号）
- (2) 救護日誌（様式第2号）
- (3) 薩摩川内市入院患者発生速報（様式第3号）
- (4) 薩摩川内市救護所等取扱患者一覧表（様式第4号）

#### 7 アンチドーピング

救護所及び練習会場に配備する医療品等については、大会の関係機関・団体等の協力を得て、アンチドーピングに細心の注意を払って対応する。

#### 8 医療費の負担

- (1) 医療機関は、傷病者が保険証を提示して受診した場合は医療費の患者負担分を、提示しないで受診した場合は医療費の全額を、傷病者本人から徴収する。
- (2) 救護所、練習会場での応急措置及び救急自動車等による搬送に要した費用は、傷病者の負担としない。ただし、大会の実行委員会関係者以外で対応した個々の内容は、傷病者本人の負担とする。

#### 9 関係機関への協力要請

実行委員会は、大会の関係機関の協力を得て、医療機関及び地元消防署に対し、傷病者の受け入れ及び搬送の医療救護対策への協力を要請する。

## 10 その他

- (1) 医療救護関係者の服装は、各職種に応じたものとする。
- (2) 医療救護関係者の心得として、傷病者に対して親切・迅速な対応に努め、傷病者の状況を記録する。
- (3) 救護所関係書類の保管及び関係医療機関等との連絡においては、個人情報の保護に十分注意する。
- (4) 県実行委員会へ報告する内容については、県要項等を準ずる。
- (5) この要項に定めるもののほか、大会の医療救護に関して必要な事項は、別に定める。
- (6) 競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

### 処置記録書

#### 処置記録

発症場所		発行番号	
		年月日( )	
・競技中・観戦中・移動中 ・その他( )		発行日時 時 分頃	
受診者情報	ふりがな 氏名 生年月日 他	M・T・S・H 男・女 年 月 日 生 歳	
		<input type="checkbox"/> 選手 <input type="checkbox"/> 監督 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 観客 <input type="checkbox"/> その他( )	
	競技名		
	会場名		
住所連絡先	都道府県名( ) (TEL) - - - - - (携帯) - - - - -		付添者 (TEL) - - - - -
			保険証所持の有無
			有 · 無
応急手当の内容	1 傷病内容 胃腸障害、感冒、貧血、頭痛、熱中症、疲労、眼症、耳症、打撲、捻挫、骨折、脱臼、筋腱断裂、(挫・切・裂)創、歯牙の外傷 (受傷部位: その他( ))		
	2 発症(事故)原因		
	3 処置内容(処置時間: 時 分)		
	4 使用医薬品		
	5 転帰、患者への指示(搬送: 有 · 無 )		
	記入者(課・職・氏名)		(内線 )

(様式第2号)

## 救護日誌

大会名			記入者名(課名・職・氏名)
年月日	年月日( )天候:		(内線)
競技名		救護所	時 分から
競技会場		開設時間	時 分まで

担当従事者氏名		従事時間	
医 師		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで
看護師・保健師		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで
係 員		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで
その 他		時 分から	時 分まで
		時 分から	時 分まで

取扱患者数		左記のうち医療機関搬送数		
選手	人	人		
監督	人	人		
役員	人	人		
観客	人	人		
その他	人	人		
合計	人	人		
傷病者		内容		
診療依頼書発行番号	氏名	搬送の有無	搬送機関	傷病
		有・無		

(様式第3号)

薩摩川内市入院患者発生速報

(FAX番号 099-286-5553)

燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会実行委員会事務局 様

(鹿児島県国体・全国障害者スポーツ大会局)

大 会 名		報 告 者 (課・職・氏名)	
競 技 種 目		会 場	
患 者	氏 名	生年月日 性 別	年 月 日 生 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	都道府県名	参加区分	<input type="checkbox"/> 選手 <input type="checkbox"/> 監督 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 観客 <input type="checkbox"/> その他 ( )
宿 舎 名			
発 生 時 間		月 日 ( ) <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分
発 生 場 所			
発 生 原 因 及 び 状 況			
症 状 ( 傷 病 )			
競 技 参 加 の 支 障 の 有 無			
入院先医療機関名			
使 用 医 薬 品			
備 考			

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会事務局

(薩摩川内市 商工観光部 国体推進課)

住 所 〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

電 話 0996-23-5111

FAX 0996-20-5570

メール kokutai-kyogi@city.satsumasendai.lg.jp

(様式第4号)

## 薩摩川内市救護所等取扱患者一覧表

月 日( ) 大会名

競技名

会場名

区分	取扱患者数						うち医療機関搬送者の数					
	選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害	男											
	女											
感 冒	男											
	女											
貧 血	男											
	女											
頭 痛	男											
	女											
熱中症	男											
	女											
疲 労	男											
	女											
眼 症	男											
	女											
耳 症	男											
	女											
打 摶	男											
	女											
捻 挫	男											
	女											
骨 折	男											
	女											
脱 白	男											
	女											
筋腱断裂	男											
	女											
(挫・切・裂) 創	男											
	女											
歯牙の外傷	男											
	女											
その他の	男											
	女											
	男 計											
	女 計											
合 計												

# 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市環境衛生対策要項（案）

## 1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市医事衛生・環境美化基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）における環境衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、大会の関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

## 3 環境衛生対策

### (1) 会場の環境美化

大会の関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

### (2) 河川・道路等の美化

大会の関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における河川、道路等公共の場所の掃除を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

### (3) 宿舎の衛生対策

大会の関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるよう宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

### (4) 飲料水の衛生対策

大会の水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

## 4 その他

この要項に定めるもののほか、大会の環境衛生対策に関して必要な事項は別に定める。また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

# 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市防疫対策要項（案）

## 1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市医事衛生・環境美化基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て防疫対策を実施する。

## 3 防疫対策

### (1) 衛生に関する意識向上の啓発

感染症の発生防止のため、大会に参加する選手・監督、大会役員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、ホームページ、広報誌、ポスター、リーフレット等を活用し、保健衛生に関する正しい知識の普及・啓発を図る。

### (2) 感染症に関する情報の収集及び提供

#### ア 大会参加者等の感染症患者についての情報収集

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

#### イ 大会期間中の注意喚起

鹿児島県内及び薩摩川内市内の流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

### (3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む）の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて必要な措置を講じる。

## 4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

# 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市食品衛生対策要項（案）

## 1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市医事衛生・環境美化基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）に全国から参加する選手・監督・役員、観察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の食生活の安全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会の関係機関（管轄保健所）等への協力を得て関係法令に基づき、宿舎を含む関係施設等の食品衛生対策を実施する。

## 3 食品衛生計画

### （1）食品衛生に対する意識の向上

大会に参加する食品関係事業者及び市民並びに大会参加者等へ食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

### （2）関連施設等に対する監視、指導等

管轄保健所の協力を得て、関係法令等に基づき、宿泊施設、弁当調理施設、食品取扱施設等に対する監視、指導及び検査を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

### （3）土産食品の衛生対策

管轄保健所の協力を得て、関係法令等に基づき、土産食品製造施設及び販売施設等に対する監視、指導等を強化し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

### （4）会場等における食品販売店対策

管轄保健所の協力を得て、関係法令等に基づき、競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生に関する体制強化を図る。

### （5）健康診断

管轄保健所の協力を得て、関係法令等に基づき、食中毒の発生予防を重点とした健康診断等の実施を励行し、食品衛生に関する体制強化を図る。

#### ア 対象者

##### （ア）大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者

（イ）大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者

（ウ）競技会場等において食品を提供する売店の従事者

（エ）その他実行委員会が必要と認めた者

#### イ 実施時期及び回数

関係法令に基づき、対象者に対して管轄保健所と連携を図り、原則、大会前の概ね1か月以内に1回実施するよう依頼する。

#### ウ 病原体保有者に対する対策

検査の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(6) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時に必要な連絡体制を整備する。

4 講習会等への参加

大会の食品を取扱う責任者等は管轄保健所及び実行委員会が開催する食品衛生講習会等へ積極的に参加すること。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

# 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市ふるまいコーナー設置運営要項（案）

## 1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市観光基本計画及び市民運動基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）に全国から参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を温かくお迎えするとともに薩摩川内市を全国にアピールするため、ふるまいコーナーの設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 設置場所

ふるまいコーナーの設置場所は、各競技会場敷地内とする。

## 3 設置期間及び開設時間

- (1) 設置期間は、各競技会の開催期間中とする。
- (2) 開設時間は、大会の1日当たり4時間以内とし、競技開始から競技終了までの間とする。また、準備及び片付けはこれらに含まれるものとする。ただし、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じて変更できるものとする。

## 4 対象者

大会参加者等。ただし、競技役員、競技会係員等大会の従事者は含まない。

## 5 提供内容

大会の1会場当たり1～3品、1品当たり300食程度。ただし、実行委員会は必要に応じて変更できるものとする。

## 6 業務内容

- (1) ふるまいコーナーの設営及び開設準備に関すること。
- (2) 大会参加者等に関して、飲食物等のふるまい品を提供し、接待するものとする。
- (3) 提供するふるまい品等の検収及び管理に関すること。
- (4) ふるまいコーナー及び周辺の整理整頓を心がけ、衛生保持に努める。

## 7 その他

この要項に定めるもののほか、ふるまいコーナーの設置運営に関して、必要な事項は別に定める。また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

# 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市売店設置運営要項（案）

## 1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市観光基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）において、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店（各競技会場等において常設または恒常に営業している売店等は除く。）の設置運営について、必要な事項を定める。

## 2 設置場所

設置場所は、原則として大会の各競技会場敷地内とする。

## 3 設置期間及び開設時間

- (1) 設置期間は、大会の各競技会の開催期間中とする。
- (2) 開設時間は、原則として、大会の開始式または、競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて、これを変更できる。

## 4 出店数と出店位置及び規模

- (1) 大会の出店数と出店位置は、実行委員会が決定する。
- (2) 面積は、原則として1ブースあたり2間×3間のテント以内とする。  
ただし、実行委員会は出店状況等に応じて、これを変更することができる。

## 5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

### (1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章またはかごしま国体マスコット「ぐりぶーファミリー」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会または、燃える感動かごしま国体・かごしま市実行委員会の使用承認を得ているもの。

### (2) スポーツ用品

### (3) 郷土物産品

薩摩川内の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

なお、農産物、農産加工品、水産加工品、地酒、菓子などの土産物については、この中に含むものとする。

### (4) 飲食物

#### ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設（以下「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、かつ容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

#### イ 現場調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設においてカット等の下処理されたものを、提供直前に加熱処理すること。

- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に認めるもの

## 6 出店者基準

売店の出店者は、原則として、次のいずれかに該当する者とし、かつ実行委員会が選定するものとする。

- (1) 原則として、薩摩川内市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業している者。  
(飲食物調理出店においては、店舗を有し営業許可を受けて営業している者)。  
ただし、競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者は、この限りでない。
- (2) 過去の国体において出店実績がある者。
- (3) 国体関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物に係る関係団体等。
- (4) その他実行委員会が特に認める者。

## 7 出店者条件

売店の出店者は、次の条件をいずれも満たすものとする。

- (1) 原則として、各競技開催期間中、継続して出店することができる者。
- (2) 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けてい る者。
- (3) 法令等に違反して、過去1年間処分を受けていない者。
- (4) 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員またはその支店もしくは代表者をいう。）が薩摩川内市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でない者や、販売員等として暴力団員等を使用し、または雇用していない者。
- (5) 薩摩川内市税の納税義務が履行されている者。

## 8 飲食物販売者出店条件

管轄保健所での手続きが必要な飲食物販売の出店者については、次の条件も満たすものとする。

- (1) 食品衛生関係法令に規定する営業許可施設の営業許可を受けている者。
- (2) 過去3年間食中毒発生の事故歴がない者。

## 9 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は売店の設置、撤去等に要する経費相当分として実行委員会が定める出店料を負担す る。ただし、実行委員会が特に認めたものは、この限りではない。

## 10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期間までに「売店出店申請書（様式第1号）」、「売店出店概要書（様式第2号）」、「売店従業員名簿及び搬入搬出車両予定表（様式第3号）」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

## 11 出店者の選定

実行委員会は、この要項に基づいて審査し、適当であると認めた者を出店者として選定する。  
ただし、出店申請者が当該会場の売店設置予定数を超えてときは、次のいずれかに該当するも

のを優先して選定することができる。

- (1) 薩摩川内市内の業者及び団体等。
- (2) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体。
- (3) 社会福祉施設または社会福祉法人。
- (4) その他実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照合することができるものとする。

## 12 出店許可証の発行

実行委員会は、出店者として選定した者について、出店料の納入確認後、売店出店許可証（様式第4号）を交付するものとする。

## 13 保健所への届出

食品を販売する売店の許可を受けた出店者は、管轄保健所に必要な届出を行い、許可証の写しを実行委員会に提出する。

## 14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るために、各競技会場に売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、現場を巡回して、この要項に基づき監督するものとする。

## 15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。
- (5) その他、管轄保健所及び実行委員会で開催する食品衛生講習会等に、積極的に参加しなければならない。

## 16 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込み販売すること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものは、この限りではない。
- (6) 許可された品目以外の商品を販売すること。
- (7) 土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (8) 扩声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が特に認めたものは、この限りではない。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 17 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付された売店出店許可証を、店頭の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り処分し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了されること。
- (8) 服飾は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用すること。
- (9) 従業員は、実行委員会が別途交付する I D カードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (11) 食品衛生関係法令上の規定を遵守し、管轄保健所の指示に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避のため撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (14) 実行委員会が大会前に開催する出店説明会に必ず出席すること。
- (15) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。

## 18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災・盗難その他不可抗力に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 19 事故発生時の対応

売店において、事件・事故が発生したとき、または、不審者もしくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 20 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

この場合において、出店者は実行委員会に対し損害の賠償及びすでに納めた出店料の返還を請求することができない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けていたことが判明したとき。
- (3) その他実行委員会が不適当と認めたとき。

## 21 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、現状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 22 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 23 その他

この要項に定めるもののほか、売店運営の実施に關し必要な事項は、別に定める。

また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

年 月 日

(宛先) 燃ゆる感動かごしま国体  
薩摩川内市実行委員会  
会長 岩切秀雄

申請者住所

商号または名称

代表者氏名

印

## 売店出店申請書

燃ゆる感動かごしま国体において、薩摩川内市実行委員会が運営する会場内に、売店を出店したいので、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市売店設置運営要項第10項の規定に基づき申請します。また、以下の項目について相違ない旨を、売店出店申請書提出をもって誓約します。誓約内容の確認のため、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会が本申請書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号及び新居浜市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号及び条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
  - 2 販売員として、暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
  - 3 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。
  - 4 薩摩川内市税の納税義務は怠っておりません。
- \*\*\*\*\*

1 出店希望会場 \_\_\_\_\_ (競技名 : \_\_\_\_\_)

2 出店期間 平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )

3 テント(2間×3間)必要数 \_\_\_\_\_ 張

4 添付書類  
・売店出店概要書(様式第2号)  
・売店従業員名簿及び搬入搬出車両予定表(様式第3号)  
・営業に関する許可書等の写し  
・薩摩川内市税納税証明書またはそれに代わるもの

担当者所属 : \_\_\_\_\_

担当者氏名 : \_\_\_\_\_ 電話番号 : \_\_\_\_\_

FAX : \_\_\_\_\_ E-mail : \_\_\_\_\_

(様式第2号)

## 売店出店概要書

所 在 地	〒		
商 号 ま た は 名 称			
代 表 者 氏 名			
連絡先	[電話]	[FAX]	
出 店 担 当 者	(電話)		
業 種			
主 要 取 扱 品 目			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人
過去の団体での販売実績	有( )・無		
過去3年間の食中毒発生事故歴	有( )・無		
火 気 の 使 用	有( )・無		
電 気 の 使 用	有(発電機)・無		

販売品目価格等一覧表（書ききれない場合は別紙でも可）

No.	商 品 名	販売予定数量	販売予定価格	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 火気の使用が「有」の場合は、その種類を記入ください。(例: ガスコンロ)

(様式第3号)

## 売店従業員名簿及び搬入搬出車両予定表

(商号又は名称

## 1 徒業員名簿

※売店責任者及び販売員にはよりがなを記入してください。

※売店責任者及び販売員の本人確認書類（原則、免許証やパスポートの写しなど顔写真付のもの）  
を添付してください。

## 2. 車両予定表

会 場	車両の種類	車両ナンバー	備 考

(注) 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

駐車車両は原則 1 台とします。

(様式第4号)

薩国実第 号  
年月日

様

燃ゆる感動かごしま国体  
薩摩川内市実行委員会  
会長 岩切秀雄

### 売店出店許可証

年月日付で申請のありました、燃ゆる感動かごしま国体において、燃ゆる感動  
かごしま国体薩摩川内市実行委員会が運営する会場内での売店出店について、次のとおり許  
可します。

商号又は名称	
代表者職氏名	
住 所 (所在地)	
出店許可会場	
出店許可期間	年月日( ) ~ 年月日( )
出店許可品目	
遵守事項	<p>1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の出店に関しては、関係法令等及び燃ゆる感動かごしま国体 薩摩川内市売店設置運営要項を遵守すること。</p>

# 燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市案内所設置運営要項（案）

## 1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市観光基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）に全国から参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内及び、連絡業務等を行うための案内所の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 案内所の種類

大会の案内所は、総合案内所及び会場案内所とする。

## 3 設置場所

会場案内所の設置場所は、各競技会場敷地内とする。また、総合案内所の設置場所は、関係機関と協議の上、別に定める。ただし、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は設置に対して必要に応じて、変更できるものとする。

## 4 設置期間及び開設時間

各案内所の設置期間及び開設時間は、次のとおりとする。また、実行委員会は、実情に応じて変更することができるものとする。ただし、リハーサル大会については、原則、総合案内所は設置しないが、各競技で必要と認めた時は、その限りでない。

### (1) 総合案内所

総合案内所設置期間は、競技会開催初日の2日前から競技会が終了する日までとし、開設時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

### (2) 会場案内所

会場案内所の設置期間は、各競技会の開催期間とし、開設時間は、開始式又は競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。

## 5 業務内容

### (1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること。
- イ 配布物の管理に関すること。
- ウ 交通アクセスの案内に関すること。
- エ 競技日程の案内に関すること。
- オ 観光案内に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

### (2) 会場案内所

- ア 会場案内所の管理運営に関すること。

- イ 競技会案内に関すること。
- ウ 交通・宿舎・観光案内に関すること。
- エ 一般観覧者及び障がい者への対応に関すること。
- オ 迷子、遺失物、拾得物の受付に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

#### 6 備付物品・消耗品等

大会の各案内所には、業務に必要な物品、消耗品等を備え付け、管理運営する。

#### 7 関係機関及び団体の協力

案内所の設置及び管理運営等を円滑に行うため、大会の関係機関及び団体等の協力を得て、実施するものとする。

#### 8 その他

この要項に定めるもののほか、大会の案内所等の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

## **燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市休憩所設置運営要項（案）**

### **1 目的**

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市観光基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）に全国から参加する選手・監督、役員、観察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の憩いの場を提供するため、休憩所の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### **2 設置場所**

大会の休憩所の設置場所は、各競技会場敷地内とする。

### **3 設置期間及び開設時間**

- (1) 設置期間は、大会の各競技会の開催期間中とする。
- (2) 開設時間は、原則として大会の競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとし、準備及び片付けはこれらに含まれるものとする。ただし、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じて変更できるものとする。

### **4 業務内容**

- (1) 休憩所の設営及び開設準備に関する事。
- (2) 大会参加者に関して、休憩場所を提供し、湯茶等で接待するものとする。
- (3) 提供する湯茶等の検収及び管理に関する事。
- (4) 休憩所及び周辺の整理整頓を心がけ、衛生保持に努める。
- (5) その他、管轄保健所や実行委員会で開催する食品衛生講習会等には積極的に参加すること。

### **5 その他**

この要項に定めるもののほか、休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

# 「燃ゆる感動かごしま国体」薩摩川内市輸送・交通業務実施要項（案）

## 1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市輸送・交通基本計画及び県の定める第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」輸送・交通基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体における輸送・交通業務について必要な事項を定め、大会参加者のための輸送手段の設定及び大会運営に必要な駐車場の確保等、安全かつ効率的な輸送と円滑な大会運営を目的とする。

## 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、所轄警察署及び関係機関・団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

## 3 輸送業務の一般的な事項

### (1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 大会役員、競技会役員、競技役員
- ウ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、ボランティア
- エ 報道関係者、視察員
- オ その他大会参加者
- カ 一般観覧者

### (2) 輸送方法

輸送方法は、実行委員会が車両を借り上げて行う輸送（以下「計画輸送」という。）及び公共交通機関による自主移動とする。

### (3) 輸送業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は原則として、公式練習日を含む競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合、延長とする。

### (4) 輸送業務の範囲等

- ア 輸送業務の範囲は、原則、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他大会関連諸行事の会場等の相互間とする。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）は行わない。また、一般観覧者を除く輸送対象者（以下「大会参加者」という）の到着時における宿舎までの計画輸送は原則行わないが、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- エ 広域配宿による輸送については、薩摩川内市以外に所在する旅館等を配宿施設からの輸送を検討する。

#### 4 輸送力の確保

##### (1) 車両の確保

計画輸送は借上げバス・タクシー等により行い、必要台数を県実行委員会と調整しながら、原則、実行委員会が確保する。

##### (2) 予備車の確保

実行委員会は、大会期間中、緊急時に備えるため、若干の予備車の確保に配慮する。

##### (3) その他

実行委員会は、必要と認められる場合には、公共交通の関係機関・団体に対し、臨時運行等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

#### 5 輸送業務の内容

##### (1) 輸送計画等の策定

実行委員会は、関係機関・団体の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画等を策定する。

##### (2) 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体と協議のうえ指定集合地を設定する。

##### (3) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体と協議のうえ輸送経路を設定する。

##### (4) 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舎及び競技会場等への誘導案内を行う。

##### (5) 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって薩摩川内市以外に所在する宿泊施設を宿舎として利用する選手・監督及び役員等の輸送を検討する。

##### (6) 同一競技が2市以上で行われる共催競技の輸送

同一競技が2市以上の会場で行われる共催競技の輸送は、関係会場地実行委員会との協議のうえ必要に応じて実施する。

##### (7) 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関・団体の協力を得て、必要に応じて措置を講じる。

##### (8) 学校観戦の輸送

実行委員会は、事前に市内学校に調査等を行い、各競技の学校観戦について、学校と協議のうえ、輸送計画書を作成し、実行委員会が用意した車両を利用し、輸送を実施する。

#### 6 交通業務の内容

##### (1) 交通規制

実行委員会は、各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

(2) 案内・誘導

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

(3) 交通整理

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の運行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

(4) 路上駐車の防止

実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

(5) 駐車場の確保及び開設

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。

(6) 駐車場の管理及び運営

実行委員会は、駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

(7) 駐車許可証等の交付

実行委員会は、特に利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証等を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

(8) 交通環境整備

実行委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、大会参加者及び一般観覧者に対し公共交通機関の利用の推進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、市民等に対しても渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛協力等の周知広報を行う。

7 輸送交通業務の委託

実行委員会は、この要項の定める業務の全部及び一部を関係団体等に委託できるものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通業務に関する必要な事項は、関係機関・団体と協議のうえ別に定める。また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。

# 「燃ゆる感動かごしま国体」薩摩川内市消防防災・警備業務実施要項（案）

## 1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市消防防災・警備基本計画及び県が定める、第75回国民体育大会警備・消防防災基本計画、燃ゆる感動かごしま国体市町村警備・消防防災業務推進指針に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「国体」という。）における警備・消防防災体制の確立を図り、安全かつ円滑な大会運営がおこなわれるよう万全を期することを目的に、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

警備・消防防災業務の実施にあたっては、次の事項を基本とする。

### (1) 警備業務

- ア 道路交通法、警備業法、消防法等の関係法令を遵守する。
- イ 警備対象施設における警備業務は燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」という。）による自主警備を原則とする。また、自主警備にあたっては、警察・消防・各施設管理者等関係機関（以下「関係機関」という。）の協力を得て実施する。
- ウ 自主警備が困難とされる場合、市実行委員会は具体的な警備員の配置箇所、任務等を定めた警備業務計画書を作成し、その計画書に基づいた警備業務を民間の警備業者に委託する。
- エ 自主警備業務を円滑に実施するため、実行委員会は関係機関と緊密な連絡調整を行う。

### (2) 消防防災業務

- ア 消防法等関係法令、薩摩川内市地域防災計画及び競技会場等国体関連施設（以下「大会関連施設」という。）の消防計画を基本として、その他必要な事項については本計画の定めるところによるものとする。
- イ 本計画は、大会関連施設の防火管理者が行わなければならない防火・防災管理上必要な業務を補完するものとする。
- ウ 屋外仮設物等の消防計画については、大会関連施設の消防計画に準じるものとする。

### (3) 大規模灾害・突発重大事案対策業務

- ア 鹿児島県地域防災基本計画及び薩摩川内市地域防災計画に準じるものとする。

## 3 実施期間

警備・消防防災業務の実施期間は、原則として、公式練習日等を含む大会開催期間中とするが、競技日程や大会関係者等の動向に伴い、実情に応じて変更することができるものとする。

## 4 実施範囲

- (1) 警備業務の実施範囲は、原則として競技会場、駐車場（臨時駐車場を含む。）とする。なお、練習会場については、必要に応じて実施する。
- (2) 消防防災業務の実施範囲は、競技会場、練習会場及び駐車場（臨時駐車場を含む。）とする。

## 5 業務内容

### (1) 警備業務

#### ア 交通誘導警備業務

- (ア) 駐車場及び周辺道路における歩行者等の安全確保及び進路案内
- (イ) 駐車場入口における選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）車両の識別（駐車許可証等の確認）及び誘導・案内
- (ウ) バス・タクシー乗降所における安全確保
- (エ) 周辺道路における交通渋滞、交通事故及び違法（迷惑）駐停車の防止
- (オ) 駐車場内における接触事故等の防止、車両の駐車整理及び各種案内広報

#### イ 会場警備業務

- (ア) IDカードによる大会参加者の入退場管理
- (イ) 大会関連施設における不審者・不審物に対する監視及び発見時における関係機関への通報と適切な初動措置
- (ウ) 円滑な競技運営を妨害する者及び行為者に対する対応
- (エ) 自主警備上必要な情報収集、事案発生時における関係機関への通報・連絡
- (オ) 施設・仮設物、備品、会場装飾物等の監視
- (カ) 迷子、遺失・拾得物の対応
- (キ) 非常時・災害発生時における避難路の確保及び誘導

#### ウ 雜踏警備業務

- (ア) 群衆流動時における雑踏整理、誘導、案内、規制等による雑踏事故防止
- (イ) 群衆停滞箇所における過密状態の回避、流入制限及び歩行路等の動線運用確保
- (ウ) 一般観覧者の入場時の待機列整理、割り込み防止、案内広報

#### エ 夜間警備業務

- (ア) 大会関連施設、仮設物、備品、会場装飾物等の火災及び盗難・損壊の防止
- (イ) 大会関連施設における不審者・不審物に対する警戒及び発見時における関係機関への通報と適切な初動措置

### (2) 消防防災業務

#### ア 防火・防災管理業務

- (ア) 収容可能人員と収容人員の把握
- (イ) 想定される風水害等の把握
- (ウ) 指定場所での火気使用状況（喫煙所を含む。）の安全点検及び整理整頓
- (エ) 大会関連施設の消防用設備等と仮設されている消防用設備等の把握及び施設管理者との調整
- (オ) 指定場所以外で防火管理者の許可のない火気の使用禁止の周知徹底
- (カ) 大会関連施設及び施設に付随する装飾などの各種構造物等の固定状況の確認と必要な措置（震災予防対策）
- (キ) 火気使用設備（器具）及び室内、避難通路、出入口等の収容物等の転倒、移動、落下防止状況の確認と施設管理者との調整（震災予防対策）
- (ク) 避難経路の把握並びに避難経路の周知徹底
- (ケ) 避難上障害となる工作物や物品の排除と避難経路の確保
- (コ) ごみ、可燃物等の整理整頓

#### イ 自衛消防業務

- (ア) 災害等に関する各種情報収集
- (イ) 災害発生時の消防機関及び関係者への通報・連絡
- (ウ) 初期消火活動
- (エ) 災害発生時の避難口の開放
- (オ) 大会参加者及び一般観覧者の避難誘導
- (カ) 負傷者の把握、救出及び救護に関する対応

#### 6 緊急連絡体制

国体期間中の連絡手段については、通信機器を確保し、緊急時における関係機関との円滑な連携を図るため、連絡体制を確立する。

#### 7 その他

この計画に定めるもののほか、警備・消防防災業務の実施に関して必要な事項は別に定める。また、競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの要項を準用する。